

第7回 高校生の交通安全教育検討委員会の概要について

1 要旨

3月5日（木）、第7回高校生の交通安全教育検討委員会を開催しました。検討委員会では、今後改定する「高等学校交通安全指導要項」（以下、「要項」という。）とあわせて各高等学校に示す交通安全教育のための参考資料について検討しました。また、「検討委員会における協議のまとめ」（以下、「協議のまとめ」という。）について協議を行い、校長の同意を得ずに二輪車の運転免許を取得する生徒への対応など、検討委員会終了後も引き続き改善していくことが必要との意見を頂いて検討を終えました。

2 内容

(1) 日時：令和2年3月5日（木）9：30～11：30

(2) 場所：三重県勤労者福祉会館4階 第3教室

(3) 出席者（50音順・敬称略）

- ・飯田 剛 委員 日本自動車工業会 二輪車安全教育分科会会長
- ・伊藤 誠司 委員 三重県警察本部交通企画課 交通安全対策室長
（代理 森本 誠 三重県警察本部交通企画課 課長補佐）
- ・江川 真司 委員 三重県交通安全協会 安全対策課 課長
- ・太田 秀典 委員 三重県高等学校PTA連合会 会長
- ・岡田 真由美 委員 三重県PTA連合会 常務理事
- ・櫛田 浩哉 委員 三重県指定自動車教習所協会 会長
- ・高濱 克則 委員 三重県高等学校生徒指導連絡協議会 教諭
- ・平井 真 委員 鈴鹿サーキット交通教育センター 所長
- ・眞崎 俊明 委員 三重県立学校長会 副会長
- ・的場 敏尚 委員 三重県私学協会 理事（欠席）
- ・三澤 禎人 委員 日本二輪車普及安全協会中部ブロック 事務局長
- ・山口 直範 委員（委員長）大阪国際大学 教授
- ・山田 洋一 委員 三重県小中学校長会 副会長

(4) 概要

①各高等学校に示す交通安全教育のための参考資料について

今後、交通安全教育に関する記述を盛り込んで改定予定の要項とともに各高等学校に示していく、参考資料について説明し、各委員から意見を求めました。

【各委員に示した参考資料】

- ・ 交通安全教育の実施にあたって学校が連携できる関係団体や、当該団体と協力して実施できる内容を記載した資料
- ・ 高校3年間を見通した交通安全教育の実施に係る各学年の全体計画例

②高校生の交通安全教育検討委員会における協議のまとめ

二輪車の運転免許取得について、必要な生徒には保護者にも確認のうえ、現行の高等学校交通安全指導要項に沿って各学校が対応することなど、これまで検討委員会で頂いてきた主な意見に基づき、委員長が、系統的な交通安全教育の具体的な進め方や、学校と関係団体との連携協力の2点からなる協議のまとめを提案し、各委員から意見を求めました。

【委員からの意見】

- ・ 校長の同意を得ずに二輪車の運転免許を取得している生徒に、どのように交通安全教育を届けていくかが課題である。埼玉県では、交通安全講習に参加しない生徒も把握して、その対応を引き続いて検討している。仕組みを作って、これで終わりではなく、きちんと把握してPDCAで改善していくことが必要である。
- ・ 校長の同意を得ずに二輪車の運転免許を取得している生徒の実態把握については今後、検討をする必要がある。実態把握にあたり、指導の対象としないという考え方もあるのではないか。現行の要項に沿って対応していくことをきちんと周知することも必要。何らかの形で、PDCAで改善する仕組みがあると良い。
- ・ 二輪車の運転免許取得者に対する安全運転講習の対象を、許可を得て免許取得した者に限定せず、門戸を広くして頂くと良い。
- ・ 自転車の交通安全プログラムについても提案しており、協議のまとめに入れてもらいたい。
- ・ 二輪車の運転免許取得については、取得させるかどうかについて話し合ってきたのであって、どの範囲を対象とするのかということではない。総体としては、学校で行う交通安全教育の部分について連携できるという内容であったはずである。

今回の検討委員会で各委員から出された意見を踏まえ、委員長が協議のまとめを取りまとめる予定です。

3 今後の対応

今後、県教育委員会は協議のまとめを踏まえ、要項を改定します。改定した要項は、新年度の学校体制の中で取組を進めるため、4月以降に各学校に示すとともに、県立学校長会議や生徒指導担当者を対象とした研修会等の場を活用し、周知徹底していく予定です。